

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第89号	
事故等種類	座洲	
発生日時	平成23年4月10日（日） 13時20分ごろ	
発生場所	東京都江東区若洲15号地南信号所から真方位051° 3,800m付近 （概位 北緯35° 38.3′ 東経139° 52.1′）	
事故等調査の経過	平成23年6月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p> <p>船種船名、総トン数</p> <p>船種船名、総トン数</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人5人を乗せ、東京都江戸川区の葛西臨海公園と三枚州の間の幅約50～80m、長さ約1,700mの水路（以下「公園水路」という。）を東進中、平成23年4月10日13時20分ごろ浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、公園水路に浅瀬が存在することは知っていたが、位置は把握していなかった。</p> <p>本船は、他船にえい航されて浅瀬から離れ、自航で埼玉県八潮市のマリナー（以下「本件マリナー」という。）に帰航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2m/s、</p> <p>海象：波高 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.5m</p>	
その他の事項	<p>船長は、操縦免許取得後、初めての航海であった。</p> <p>本船は、本件マリナーのレンタルボートであり、船長は、当日が初めてのレンタルであった。</p> <p>本船は、本件マリナー作成の航行用の航路地図を所持していた。</p> <p>本船は、本船の位置を表示できる程度のGPSプロッターを装備していたが、本インシデント当時は使用していなかった。</p> <p>本船の喫水は、約0.4mであった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、江戸川区の公園水路を東進中、船長が公園水路の浅瀬の位置を知らなかったことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、江戸川区の公園水路を東進中、船長が公園水路の浅瀬の位置を知らなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	